

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成27年12月15日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 共同店舗棟 下閉伊郡山田町川向町208番5ほか59筆
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 株式会社共同店舗棟建設運営会社山田
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
  - ア びはん株式会社
  - イ 太田 一幸
  - ウ 小林 祥子
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成28年8月2日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,572平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
  - ア 収容台数 133台
  - イ 出入口 2か所
- (7) 駐輪場の収容台数 46台
- (8) 荷さばき施設の面積 127平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 21立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - ア 開店時刻 午前9時
  - イ 閉店時刻 午後9時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時45分から翌日午前0時まで
- (12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後7時まで

2 届出年月日 平成27年12月1日

3 縦覧場所 沿岸広域振興局経営企画部及び山田町役場